

※太枠内をご記入ください※

■ご依頼者名(会社名) 株式会社メイプル・リンク		■住所 〒113-0034 東京都文京区湯島4丁目6番12号		■請求先 (ご依頼者と異なる場合はご記入ください。)		
■E-mail:info@mapkelink.co.jp		■部署名:品質管理		■TEL:03-5840-6366		
■ご請求方法(左よりご選択下さい)		□ 初回発注 ■ 発注時支払い割引(5%) □ 通常発注(翌月末振込)				
■ 報告書様式(輸出用検査の場合)		□ 英文(標準) □ 和文 ■ 英文&和文(2,000円追加手数料がかかります)				
■ 検体の返還(着払)区分		□ 返還不要 ■ 返還(着払) □ 化学品(原則として着払いで返還します)				
■役職名:代表取締役		■ご担当者名:鈴木 富美子		■FAX:03-5840-6367		
検体名(報告書に記載されます)	放射能検査内容	検体数	備考(検体情報)	※弊社記入欄 検体コード	荷姿・数量	保存状態
原水(H23/6/採水 福島県郡山市上水道)	迅速検査	1				室温・冷蔵・冷凍
ソリューヴ通過水(H23/6/採水 福島県郡山市上水道)	迅速検査	1				室温・冷蔵・冷凍
						室温・冷蔵・冷凍
						室温・冷蔵・冷凍
						室温・冷蔵・冷凍

分析指示事項(輸出用検査の場合、報告書に記載するLot番号、Lot数量等を記載してください)

迅速検査後の追加核種検査は、発注時受付のみとなります。(追加核種検査実施の条件を指定してください。指定なき場合は、実施できませんのでご了承下さい)

お支払いについて:

1. ご新規(初回発注)の場合、検体受領時にご請求させていただきますので、検査完了前にお支払いをお願い致します。
2. 2回目以降のご発注の場合、検査完了時に報告書とご請求書をお送り致します。翌月末までにお支払いをお願い致します。
3. 割引については、事前支払い割引5%もございます。(検査受託時に請求書を発行致しますので、前払いにてお支払いください。ただし、初回発注を除く)
4. 数量割引(10検体以上)、定期検査割引等の割引がございます。詳しくは検査業務担当にご照会ください。

※弊社記入欄

受付日	受付No.	受領確認	完了予定	備考
/ /			/ /	

放射能(放射性ヨウ素換算)検査報告書

依頼者名: 株式会社メイプル・リンク 御中

結果報告日: 2011年6月13日

報告書番号: RIN11RP045

試料名 : 原水(H23/6/11採水 福島県郡山市上水道)

52340

株式会社 同位体研究所

代表取締役 埴 章

横浜市鶴見区末広町1-1-40

横浜市産学共同研究センター内

TEL:045-718-5457 FAX:045-502-4555

検体特記事項: 試料名は依頼者記載

検体量 : 500ml

検査及び

判定法: 厚生労働省「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づくNaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターによる放射性ヨウ素の測定法 (I-131換算による放射性ヨウ素測定法)

分析結果:

検査項目	検査結果	単位
放射性ヨウ素換算測定値		Bq/kg
判定 (20Bq未満は不検出判定)	不検出	

厚生労働省 食品放射線残留規制値

原水

300

Bq/kg

食品の放射能検査に関する注記:

本測定は、「緊急時モニタリング計画における食品の放射能測定・分析」に基づき、第1段階モニタリングにおける測定・分析により、放射性ヨウ素・セシウム等の放射線核種をすべてI-131(放射性ヨウ素131)と換算して測定する。第1段階モニタリングにおいては、放射性物質の影響範囲の特定が目的であることから、迅速検査として、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターにより、放射性物質の放射能濃度について、混合核種の代表核種であるヨウ素131に換算した測定を行うものである。

本検査結果を踏まえ、放射性ヨウ素換算値が基準を超える場合、又は放射性セシウムの精密分析が必要な場合、 γ 線スペクトロメーターによる放射性セシウム精密分析を実施を推奨する。(第1段階モニタリング検査においては、放射性セシウムなどが混在する場合、放射性ヨウ素以外の核種も放射性ヨウ素として換算されるため、放射性ヨウ素換算値は、大きくなる点に留意。ただし放射性ヨウ素換算値が基準内の場合、他の核種を含む放射能合計値であるため、厚生労働省暫定基準値に適合と判定する。)

結果注釈: I-131, Cs-134, Cs-137検出無し

放射能測定値補足: 本検査において、検量限界は、20Bq/kg であり、限界値未満の測定値を(不検出時の参考情報)参考に記載する。ただし、判定は不検出となる。 測定値: 0 Bq/kg

注) 検査結果は、依頼者より提供された検体の分析結果であり、弊社は、当該検体の分析結果についてのみ、その結果を証明します。弊社は、検体の収去に一切関与しておらず、検体以外のいかなる製品に対して、この分析結果を証明するものではありません。本分析試験報告書を弊社の許可なく無断で転載し、使用することを禁止します。

放射能(放射性ヨウ素換算)検査報告書

依頼者名: 株式会社メイプル・リンク 御中

結果報告日: 2011年6月13日

報告書番号: RIN11RP046

試料名 : ソリューヴ通過水(H23/6/11採水 福島県郡山市上水道)

52340

株式会社 同位体研究所
代表取締役 塙 章

横浜市鶴見区末広町1-1-40
横浜市産学共同研究センター内

TEL:045-718-5457 FAX:045-502-4555

検体特記事項: 試料名は依頼者記載

検体量 : 500ml

検査及び

判定法: 厚生労働省「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づくNaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターによる放射性ヨウ素の測定法(I-131換算による放射性ヨウ素測定法)

分析結果:

検査項目	検査結果	単位
放射性ヨウ素換算測定値		Bq/kg
判定(20Bq未満は不検出判定)	不検出	

厚生労働省 食品放射線残留規制値

飲料水

300

Bq/kg

食品の放射能検査に関する注記:

本測定は、「緊急時モニタリング計画における食品の放射能測定・分析」に基づき、第1段階モニタリングにおける測定・分析により、放射性ヨウ素・セシウム等の放射線核種をすべてI-131(放射性ヨウ素131)と換算して測定する。第1段階モニタリングにおいては、放射性物質の影響範囲の特定が目的であることから、迅速検査として、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーターにより、放射性物質の放射能濃度について、混合核種の代表核種であるヨウ素131に換算した測定を行うものである。

本検査結果を踏まえ、放射性ヨウ素換算値が基準を超える場合、又は放射性セシウムの精密分析が必要な場合、 γ 線スペクトロメーターによる放射性セシウム精密分析を実施を推奨する。(第1段階モニタリング検査においては、放射性セシウムなどが混在する場合、放射性ヨウ素以外の核種も放射性ヨウ素として換算されるため、放射性ヨウ素換算値は、大きくなる点に留意。ただし放射性ヨウ素換算値が基準内の場合、他の核種を含む放射能合計値であるため、厚生労働省暫定基準値に適合と判定する。)

結果注釈: I-131, Cs-134, Cs-137検出無し

放射能測定値補足: 本検査において、検量限界は、20Bq/kg であり、限界値未満の測定値を(不検出時の参考情報)参考に記載する。ただし、判定は不検出となる。測定値: 0 Bq/kg

注) 検査結果は、依頼者より提供された検体の分析結果であり、弊社は、当該検体の分析結果についてのみ、その結果を証明します。弊社は、検体の取去に一切関与しておらず、検体以外のいかなる製品に対して、この分析結果を証明するものではありません。本分析試験報告書を弊社の許可なく無断で転載し、使用することを禁止します。